

宗教教育教材論序

— いわゆる休戦状態下発行の小学校及び中学校学習指導要領宗教教育規定 —

小 山 一 乗

1. はじめに

本稿の目的は、昭和二十年（一九四五年）八月十四日から、日本が真の独立をする日（昭和二十七年四月二十八日）までの、八ヶ年間にわたる間の、国際法上、一種の戦争状態下に着手された宗教教育施策について、資史料として、初期学習指導要領を取り上げ、当該学習指導要領自身に、宗教教育の教材について、その内容知と方法知に関し、自らを語らしめる作業の覚え書きと管見を記すことにある。

具体的には、昭和二十二年（一九四七年）に初めて発行された初期の、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、及び、次いで、昭和二十六年発行の、同じく、小学校及び中学校の各学習指導要領を取り上げ、広義・狭義の宗教教育を考える教材（subject-matter、主題、テーマ、学習内容、研究内容）として、意識的に相対的に対象化して、検討していく。

当時の時局はまさに蒙古襲来以来の国難ともされ、混沌としたコンテクストの坩堝下、対日米国占領政策の主眼は、まさに日本人の精神改造にあり、その中心点は「宗教教育」に関してである。肝腎な宗教教育についてがいかに示されているかを、今更の如くにして、素朴に見直していくことにある。

換言する。いわゆる日本の教育文化面での価値観の転換がなされる三大改革すなわち、第一番目の「大化の改新」、第二番目の「明治維新の改革」を経ての第三番目のいわゆる「昭和二十年の改革」に注目する。次いで、その第三の改革の坩堝のなかで、新生日本の建設の六・三制の義務教育改革の基盤に措定された、小学校および中学校の学習指導要領の記述文脈のなかで、日本人の大方の宗教・信仰生活がいかに付度され顧慮されているのかを概観する。けだし、古神道、仏教伝来、神仏習合、本地垂迹説、反本地垂迹説、神仏判然令、神仏分離令、大日本帝国憲法、日本国憲法、教育基本法立法制定に至る紆余曲折のコンテクスト延長にある学習指導要領において、その宗教の取り扱いがどのよ

うに示されてきたかを時系列的に端的に概観する。

2. 日本国憲法と教育基本法と学習指導要領

周知の如く、我が国に関わる第二次世界大戦の脈絡上で、広島に原爆投下（昭和二十年八月六日）、長崎に原爆投下（八月九日）がある。次いで、ポツダム宣言受諾（昭和二十年（一九四五）八月十四日）した。同宣言は、帝国陸海軍に対して無条件降伏を突きつけている。日本政府や日本国民に対してとは温度差の程が担保されている。日本国政府は、その責任に於いて、日本国民のために、帝国陸海軍に対して、無条件降伏と武装放棄をするように指示・指導することが要求された。それが達成されないときには、日本国を壊滅状態に陥れると示している。

次いで、降伏文書調印（昭和二〇年（一九四五）九月二日、東京湾上、米国軍艦ミズリー号）により、国際法上、休戦状態に入り、爾後、サンフランシスコ講和条約締結（昭和二十六年（一九五一）九月八日）そして翌年昭和二十七年四月二十八日に同条約発効という事態に至るまでの七年間は、まだ、真の終戦ではない。国際法上は、休戦状態である。その間は、「降伏・占領軍進駐による占領施策下」⁽¹⁾である。まだ一種の戦争状態である。

けだし、事態は、誤解を恐れずいえば、宗教戦争、或いは、宗教教育戦争と筆者は捕捉してみておきたい。

真の終戦に至るまでの間の、国際法上はまだ一種の戦争状態下にある埒場で、対日米国占領政策下、国の根幹法で最高法規の日本国憲法（昭和二十一年十一月三日公布、翌二十二年五月三日施行）が立法制定され、準じて、教育基本法（昭和二十二年三月三十一日公布・施行）、学校教育法（昭和二十二年三月三十一日公布・施行）等が立法制定されていくのである。

端的にいう。昭和二十年は未だ戦争は終結していない。昭和二十二年も昭和二十六年もまだ一種の戦争状態下にあるのである。この事態の認識に迂闊であってはならない。

日本国憲法の立法制定は、手続き論的には、最後の大日本帝国議会が日本帝国憲法第七十三条、すなわち

将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議会ノ議ニ付スヘシ。

②此ノ場合ニ於テ両議院ハ各、其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ

議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

とするこの規定に則って、いわゆる装置として、日本人の、日本人による、日本人のための日本国憲法立法制定作業が企図・実行された。手続き論的には、連続的である。だが、内容論的には、新旧憲法は異質で、非連続的である。

周知の如く、いわゆる昭和二十年の改革が、いわゆる、戦前と戦後との変容を、連続的変容と捕捉するか、非連続的変容と捕捉するか、見解が分かるところである。その定義も、仮に、変革、改革、革命という性格付けを想定する場合、その何れが馴染むのか一様には括れない。

ここで注意しておきたいことがある。日本国憲法および下位法かつ後法の教育関連法規の公布・施行の時系列上の前後関係に起因する問題点である。すなわち時系列を表記してみると

昭和二十一年十一月	三日	公布	日本国憲法
昭和二十二年	三月三十一日	公布・施行	教育基本法
		公布・施行	学校教育法
昭和二十二年	五月 三日	施行	日本国憲法

を得る。

周知の如く、最高法規の日本国憲法が、最初に公布されている。しかし、その施行は、周知期間を設定した関係上、半年後の昭和二十二年五月三日である。だが、教育基本法や学校教育基本法と学校教育法は、日本国憲法より下位法であり、かつ後法でありながら、日本国憲法が施行される以前に公布・施行されている。日本国憲法二十条の規定の舌足らず・不備を補完する観点からすれば、教育基本法の規定が先行するのは、不要な混乱回避のためには、好都合であるはずである。しかし、下位法という事由が背景にあって、補完的機能を果たし得なかったと言わざるを得ない事態があったことは否定し得まい。結果として、宗教教育に否定的な論者は、日本国憲法を優先的にして構想しようとする。

他方、宗教教育に肯定的な論者は、教育基本法を優先的にして構想しようとする。この賛否両論が錯綜する。立法制定・公布・施行日程の時系列論からすると、教育基本法公布・施行日と、新憲法は未だ施行されていないが、既に、下位法でかつ後法の教育基本法、学校教育法は、一ヶ月余りも早期にスタート

していく月日との前後関係に傾注すべきである。

その場合、宗教教育の内容知問題と方法知問題に関して、日本国憲法二十条の規定を優先させるか。否、日本国憲法二十条の規定文言通りに解すれば、まるで、教育の場面で、宗教の文化的貢献をすら全く取り扱うことが禁止されているのだとする解釈の余地がのこっていた。しかし、それは立法者意思ではない、すなわち文化的事項については、取り扱うことは差し支えないとすべきだとする議論も成立した。

はやくから日本国憲法の文言不備が指摘されていた。ゆえに、下位法であるが、後法の教育基本法九条で、日本国憲法の文言の不備を、はっきりさせるために、文言を補完しようとした経緯がある。

端的に言えば、日本国憲法二十条の規定を文言通りに解すれば、宗教教育は全面的に禁止しようとする律であり令である。だが、立法者意思は決して全面禁止ではなかった。だから、宗教教育はとり扱うことは可能である余地を担保すべく制定されたのが、下位法で後法の教育基本法である。

ここで、宗教乃至宗教教育に根底的に否定的な論者は、文言規定上舌足らずなどという解釈の余地などは一切否定して、日本国憲法を絶対至上の規定として宗教教育に関しては、結果として、国公立学校では否定されているという解釈に拘る。

他方、宗教乃至宗教教育に肯定的な論者は、日本国憲法の規定の舌足らずを問題だとして、それを補完した下位法ながらも後法の教育基本法九条の規定を最大限に依拠しながら、宗教教育に関しては、結果として、国公立学校でも、肯定されているという解釈に拘る。日本国憲法施行の五月三日を待たずに、教育基本法の公布・施行の三月三十一日の時点で、宗教教育の方向性をプラス思考で考えようとする。

ところが、日本国憲法も教育基本法もいわゆる「宗教」の定義には言及していない。定義は他に委ねている。しかも、宗教の定義は宗教学者の数ほどにあるとされるのも贅言を要さない。日米の宗教・宗教教育に関する社会通念も異質である。だから、宗教及び宗教教育に関する、行動的規範も規範的行動も一様には括れないことは拙著でも既に指摘してきた。⁽²⁾

上で浮き彫りになっているように、日本国憲法の施行が、下位法の、教育基本法や学校教育法の施行月日より遅いということに由来する曲折このところは些細な一ヶ月かもしれない。しかし、宗教教育の規定上その、行動的規範

の解釈上の歪みを生じさせていく隙間となっていないかという穿ちを筆者は禁じ得ない。加えて、その結果、規範的行動の方向性を決定づけてはいないだろうか。筆者はこのところは、些細な時系列の問題として看過してしまっただけではないかと考えている。今後の研究課題としておきたい。

対日米国占領政策の根幹は、周知の如く、軍国主義の根絶、超国家主義の根絶、国家神道体制の廃絶が掲げられている。更に究極的に端的に言えば、日本人の精神改造が根本に据えられているのである。その精神とは宗教的思惟構造の問題である。その精神構造改革をすぐれて担うの教科「社会科」であった。それは、日本国憲法や教育基本法の精神を具現していく次代の子どもたちを育てる必要性から、社会科にその積極的な役割が課せられた。戦後のいわゆる「花形教科」と呼称された所以でもある。次代を担う子どもたちに委ねるべきことを指南したのは、米国教育使節団報告書である。

社会科は、新生日本国家建設の批判的精神を育成する基幹教科として指定された。それはまさに日本国憲法や教育基本法とその成立の軌を一にしているといわれる所以である。

現行教育基本法第九条の文言は、初期社会科の学習指導要領の文言から援用されている⁽³⁾。そして、学習指導要領が示されていく。学習指導要領は教科課程と呼称され今日教育課程と馴致されているその編成上の目安を示すものであることは贅言を要さない。教育改革の中核に指定される重要な学習指導要領が、日本人の精神改造の根幹に見据えている宗教の教育に関して、どのように示してきたかを概観して、そこから看取される課題点、問題点を浮き彫りにしてみたい。この問題に着目している最近の先行研究には、杉原誠四郎・大崎素史・貝塚茂樹著『日本の宗教教育と宗教文化』⁽⁴⁾がある。

3. 対日米国占領教育改革政策下公示学習指導要領宗教教育施策前提

—— 一種の戦争状態下・休戦状態下での学習指導要領公示前提 ——

国際法上は、一種の戦争状態下にある時期であり、GHQ/SCAP(GENERAL HEAD QUATER/SUPREM COMMAND ALLIED POWERS, 連合軍最高司令官総司令部)によって、神道指令等の三大指令のもとに日本人の「精神改造」が目指され、日本人に民主主義の精神を植え付けるために、時としてその手段は「非民主的」ではないか、とその占領施策の方法的矛盾的相を指摘する批判さえもあった。それも「超国家主義(国家主義とは異義)解体」「軍国主義解

体、民主化」が占領政策の主眼であったわけである。民主国家・社会の形成を目指すように、またその形成者の育成を育成するようにと促したりするその施策は、具体的には指示としては、助言、指導、命令などの表現が採択される。民主国家建設への手続きとしては「日本国民の総意に基づいて」実施されるべきであるが、そのように仕向ける占領施策の「序の口」は、極めて微妙である。「自発性」を装わせつつも、深層は「使役性・義務性・命令性」の陰影を払拭しきれないディレンマが底流していることも既に指摘されてきていることも贅言を要さない。そこから、「日本国憲法は押しつけか否か」の論議が生じる所以がある。Kyouko INOUE 教授（イリノイ大学シカゴ校）は、日本国憲法英語条文中の ‘shall’ の文体を言語学的に分析し、そのいわゆるディレンマの相を浮き彫りにしていく。その助動詞 ‘shall’ には “illocutionary force” という用法があるという。⁽⁵⁾ すなわち「文の意味が、それが発話される状況や話者の意図により特定の意味を持つ」ことであり、高校生の英語力で理解可能と思量される。すなわち

- ① You shall try. (私は貴方にやってもらおうつもりです。)
 「構文上の主語と話者とは別人」の関係
 「構文上には隠れている話者の意思表示」
 「構文上の第二人称主語に言動させることを表明」
- ② He shall try. (私は彼にやってもらおうつもりです。)
 「構文上の主語と話者とは別人」の関係
 「構文上には隠れている話者の意思表示」
 「構文上の第三人称主語に言動させることを表明」
- ③ Shall he try? (彼にやらせましょうか?)
 「構文上の主語と話者とは別人」の関係
 「構文上には隠れている話者が、
 同じく構文上に隠れている話し相手に対してその意思
 すなわち構文上の第三人称主語に言動させることに
 ついて話し相手の意思を尋ねる。」

いま、INOUE教授の所論に即して注目すべきは、②である。敷衍して日本国憲法英文条文での構文上、その主語が三人称で平叙文、否定文の文体である。

日本人の自発的な意思で立法制定すると装わせつつ、実は「コミットメント・命令」を講ずる占領政策のディレンマを反映・胚胎した特殊な英文—邦文間のコンテクストが看取される。邦訳は複雑である。律と令との関係用法に倣っていえば、いわゆる、禁止と命令との行動規範が示されるに際し、大日本帝国憲法の文語調の用法（「ベン」「スベカラズ」）と、日本国憲法の口語調の用法との差異相への傾注も要る。

次に日本国憲法の邦文と英文とを確認しておく。

邦文：日本国憲法二十条：

- ①信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。
- ②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

英文：The Constitution of Japan. Article 20:

Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive any privileges from the State, nor exercise any political authority.

No person shall be compelled to take part in any religious act, celebration, rite or practice.

The State and its organs shall refrain from religious education or any other religious activity.

とみえる。次いで同様にして、教育基本法の邦文と英文とを確認しておく。

邦文：教育基本法第九条：

- ①宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
- ②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

英文：Article 9：

The attitude of religious tolerance and the position of religion in social life shall be valued in education.

2 The schools established by the state and local public bodies shall refrain from religious education or other activities for a specific religion.

とみえる。教育基本法九条の「尊重しなければならない」と命令する(令)のは誰なのか。その主語が文言上には見えない。しかし、日本国民に対して、そのように意思表示をするのは文言の後ろに隠れている米国民である。同様にして「その他宗教的活動をしてはならない。」と禁止する(律)のは米国民である。だが文言上には見えない。しかし、その文言の後ろに隠れて厳に存在しているのが米国民である。新生日本国家建設の装いのまさに「日本国民の」、「日本国民による」、「日本国民のための」巧妙な修辭的手法が英文助動詞shallで講じられているのである。リンカーンの、of the people, by the people, for the peopleを想起するのは言うまでもない。

一連の英文構文に‘shall’がみえる。“illocutionary force”の陰影が見え隠れする。初期学習指導要領の文言が見渡し付度されながら、教育基本法九条の文言が確定されていく。⁽⁶⁾

確認すべきは、米国の強力な指導が介入していながら、日本国憲法英文案には、一切、米国民の存在を示す文言は見えてはいない。

4. 教育基本法第九条に関する審議過程での主な答弁

大日本帝国憲法下のいわゆる最後の帝国議会における一連の審議過程での「教育基本法第九条に関する主な答弁」を概観しておきたい。

4.1. 【第九条第1項は憲法に違反するのではないか。】に関して、

○昭和二十二年三月十四日 衆・教育基本法案委員会

<辻田政府委員答弁> 第九条と憲法の第二十条との関係でございますが、これは第九条の内容をお説明申し上げますとよくおわかりくださると思いますが、「宗教に関する寛容の態度」というのは、宗教を信じておる者相互における寛容の態度を包含することはもちろんであります。そのほかに反宗教者、無宗教者に対する寛容の態度ももちろ

ん包含されております。宗教に対すると書かず、「宗教に関する寛容の態度」と書きましたのは、要するにそういう意味でありまして、憲法の第二十条信教の自由は何人に対しても保障するというものにも矛盾せず、むしろ強調したものだと思っております。

次に宗教の社会的地位ということですが、宗教が社会生活の上においてこういう地位をもっておるということを、知識的に説明するだけでありまして、これは憲法第二十条の信教の自由を保障されることについて矛盾しないものと思っております。

[小山・コメント] :

「宗教に関する寛容の態度」についてが、異宗教者間、反宗教者、無宗教者についてのことも念頭に置かれていることが言及されている。しかし、その寛容の態度形成の方法知が示唆されていないのが問題と言わざるを得ない。

4.2. 【第九条第1項は、墮落した宗教も含めて社会上の優位性を認めるものではないのか】に関して、

○昭和二十二年三月十四日 衆・教育基本法案委員会

<高橋国務大臣答弁> 宗教に関する寛容の態度は、教育上これを尊重しなければならない。宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならないというより、むしろ重点は寛容の態度に置かれておるのでありまして、宗教の社会生活における地位を尊重していかなければならぬ。その地位を特に重んずるというのではなくして、その地位がいかにあるかということを重視していかなければならぬ、こういう意味に解釈すべきものと考えております。この法案成立の歴史を申しますと、最初はむしろ宗教的情操の涵養を説くということになつておつたのでありますが、かくのごときものは改めたらよいだろうという意見が強くなつてまいりまして、そうしてここには、特に宗教に関する寛容の態度を尊重しなければならぬ。かくのごとく改められた次第でございます。

[小山・コメント] :

「宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならないと

いうより、むしろ重点は寛容の態度に置かれておるのであり」宗教の社会生活における地位」は「その地位を特に重んずるというのでなくして、その地位がいかにあるかということを重視」するとみえる。実際生活上において、いかに機能しているかという着目かと推察される。

4.3. 【第九条は宗教的情操の重要性を無視していないか。】に関して、

○昭和二十二年三月二十二日 貴・教育基本法案特別委員会

〈高橋国務大臣答弁〉 此の点に関しましては少し歴史がございますので、最初は宗教的情操の涵養云々と云ふ文字になつて居つたのでございます。寧ろ宗教的情操を涵養せしめることを謳つて居つたのであります。さる方面の意見に依りまして、之を削りまして、単に宗教に関する寛容の態度が記されることになつたのであります。積極的に宗教的情操を涵養する必要を説いて居つたものであります。其の後になりまして寧ろ消極的な規定になりましたのであります。併しながら其次に宗教の社会生活に於ける地位を尊重しなければならぬと云ふことが述べられて居るのであります。宗教の社会生活に於ける地位が尊重せられるに連れまして、自ら又其処に宗教的情操と云ふやうなものも湧いて来ることになりはしないか、こんな風に考へて居るのであります。只今申しましたやうな経緯を経て居るものでありますことを、御了承願ひたいと考へるのでございます。(下線筆者)

[小山・コメント] :

「宗教の社会生活に於ける地位が尊重せられるに連れまして、自ら又其処に宗教的情操と云ふやうなものも湧いて来ることになりはしないか」と思量している点に留意される。宗教的情操の成立基盤を示唆している。「さる方面の意見に依りまして、之を削りまして、単に宗教に関する寛容の態度が記されることになった」とみえている。留意が要る点である。

4.4. 【宗教教育を教育上尊重するとはどういう意味か。】

○昭和二十二年三月十九日 貴・教育基本法案特別委員会

(「第九条に宗教教育と云うことをお決めになつたのは、宗教と云うものを教育上重んじて、そうして宗教心と云ふものを成るべく国民に持

たしむる、さう云ふものとはこの規定は関係ないのでございすね、所謂宗教教育其のものを重んずると云ふのではなしに、宗教に付いては皆、無宗教でも宜し、如何なる宗教でも宜いと云ふ、憲法上の精神を唯此処に稍々具体的に謳われたと云ふのであるのでありませうか、或いは宗教と云ふものは重大なものであるからして、宗教を重んずると云ふやうな思想を入れる、斯う云ふことになるのですか、その点を伺ひたいのです。」との質問に対し)

〈辻田政府委員答弁〉 御答へ申し上げます、只今先生の先きにお話になつた通りであります。

4.5. 【所謂宗教的情操とは何か。】に関して、

○昭和二十二年三月十九日 貴・教育基本法案特別委員会

〈稲田政府委員答弁〉 公立の学校に於きまして所謂宗教的情操の涵養と申しますのは、前段に於て御引用になりましたやうに、宇宙の神秘でありますとか、生命の不可思議でありますとか云ふやうなことに對しまして、非常に敬虔な念を起すと云ふやうな所迄導いて参る訳であります。其の上に於いてさうした気持から一人々々が或は仏教に進み、或はキリスト教に進む、是は公立学校の領域ではございませぬので、其の素地を培ふと云ふ程度に致したいと思つて居ります。(下線筆者)

[小山・コメント] :

公立学校におけるいわゆる宗教的情操の基盤に、「宇宙の神秘」や「生命の不可思議」に対して「非常に敬虔な念」を起こすところまで導くとみえる。ここは自然科学的な思惟・脳の生理過程のコンテクストに関わる。数の単位の「不可思議」すなわち「 10^{80} 」でもあることにことさらな留意が不可欠である。

4.6. 【第九条第2項の宗教教育とはどのような意味か。】に関して、

○昭和二十二年三月十九日 貴・教育基本法案特別委員会

〈辻田政府委員答弁〉 御答へ申し上げます。此の基本法の第九条に宗教教育と云ふ言葉がございますが、新憲法の第二十条の第三項に「国及

びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と云ふ此の宗教教育を承けて居るのでありまして、宗教に関する教育は、全部と云ふ意味ではございませぬ、特定の宗教に関する教育と云ふ風に考へて居ります。従つて宗教に関する知識、例へば宗教学と云ふ風なことに付きましては差支ないと思つて居ります。

[小山・コメント] :

文言「宗教教育」は「特定の宗教に関する教育」の義であり、「宗教に関する知識、例へば宗教学と云ふ風なことに付きましては差支ない」としているのがみえる。つまり、たとえば、国立大学である東京大学での「宗教学」の学問が可能とする論理はそのまま、敷衍して、転じて、高校生、中学生、小学生にも理解できるように、簡単にし、短絡化し、平坦にした教材をデザインして、学ばせることが法理論的には不可能ではないと思量される。

端的に言う。国立大学で宗教学の教授が可能ならば、法理論上は、小中高校版の「宗教学」授業も可能であつてきた筈である。それが非的事態であつてきたのは、ひとえに、宗教教育教材探究が遅滞していたのだとの穿ちを筆者は禁じ得ない。

4.7. 【宗教教育は信仰心を養う教育か、知識を養う教育か。】に関して、

○昭和二十二年三月十九日 貴・教育基本法案特別委員会

< 稲田政府委員答弁 > 一般の宗教教育と申しますか、宗教情操の涵養と云ふ点に付きましては、御話のやうな歴史でありますとか、或は宗教の偉人の伝記其の他、其の上の方の段階になりますと、世界には現在色々な宗教があつて、それぞれの宗教は斯うした教養を持つて居ると云ふやうなことを、今辻田委員から申しましたやうに、知識として教へると云ふことがあり得ると思ひます。是はまあ広い意味の教育であります、是は公の学校で許される部分であらうかと思ひます。此の基本法にあります「特定の宗派のための宗教教育」と申しますると、只今御話の後段でございしますが、そこに一つの信仰に導き入るやうな宗教教育、此の基本法の第九条の第二項にあります意味のやうな本当に真剣に特定の宗教に導く宗教之を指定してあるやうであります。

4.8. 【第九条第1項は、信仰を養ふ意味の信仰教育について奨励的態度をとるのか。】に関して、

○昭和二十二年三月十九日 貴・教育基本法案特別委員会

〈稲田政府委員答弁〉 第一項の方は先般も申し上げましたやうに、例へば宇宙の神秘と云ふやうなものに対して非常に敬虔な態度を養う。是は児童の知識、興味等に依りまして段階はございますけれども、極く下の段階に於ては、例へば種子を蒔いてそれが段々成長する、是は蒔いた人の力だけだらうか、或はそれ以上何かお天道様と土の力、それ以上の何かあるのだろうかと云ふ位に導きまして、所謂宗教心の素地を養ふ、上の方の段階に於きましては、現在の社会生活に於て宗教と云ふものがどう云ふ役割を歴史的にも又現在のにも果たして来たか、又果たしつゝあるかと云ふやうなことを考へさせると云ふやうなことで、広い意味の個々に囚はれないやうな宗教心を養うと云ふことは、是は大いに教育上努めなければならぬことだと思つて居ります。更に又先程申しましたやうな歴史であるとか、或は芸術であるとか云ふやうな面から、宗教が人生社会に於て大きな役割を演じて居ると云ふことを知識としても教へると云うことは、教育上大いに努めていかなければならぬと考へて居ります。

[小山・コメント] :

「宇宙の神秘と云ふやうなものに対して非常に敬虔な態度を養う。是は児童の知識、興味等に依るけれども、極く下の段階に於ては、「例へば種子を蒔いてそれが段々成長する、是は蒔いた人の力だけだらうか、或はそれ以上何かお天道様と土の力、それ以上の何かあるのだろうかと云ふ位に導き」所謂「宗教心の素地を養ふ」と措定している。ルソーの示す「植物は栽培によりなり、人間は教育によってなる。」の命題を根深く想起する要処でもある。生命生長・成長の不可思議な原理への傾注は、けだし、幼稚園 (Kindergarten) との唯名的定義からしてもなされ得る。また宗教の果たしてきた「役割」すなわち「機能的に」捕捉しているのがみえる。

5. 昭和二十二年版・二十六年版学習指導要領の「宗教」規定

5.1. 昭和二十二 (一九四七) 年三月二十日「学習指導要領一般編 (試案)」

「各教科編 (試案)」登場 (小・中は二十二年、高校は二十三年に実施)

5.2. 【小山・概要】 GHQの戦前教育体制の解体を引き継ぎ、戦後の教育改革の一環として、戦時下の軍国主義的、超国家主義的な教育思潮を払拭しようとする。修身科が廃止される。修身にかわって道德教育は、社会科の設置にしたがい、この教科の中で伝えていこうとする。全体的に、児童中心主義、経験主義の教育思想にのっとっている。そのほか、家庭科の設置や中学校に職業科を設置、小学校4年以上に自由研究を設置するという教育課程である。試案という位置付けである。

【小山・コメント】：

周知の如く、昭和二十二(一九四七)年に、いわゆる戦後初めて公にされた学習指導要領は「試案」という性格をもつものであり、昭和二十六年版も同じ位置付けである。この「学習指導要領」という文書そのものの名称は、コース・オブ・スタディに由来する訳語であり、教育基本法や学校教育法が公布されるに先行するものである。

その最初の『学習指導要領』の冒頭の文言は、いわゆる当試案公示時局に至るまでの教育を史的に総括し、新生日本の建設の上での教育の方向性を示すものである。いまその冒頭部分を長文になるけれども敢えて引く。

— なぜこの書はつくられたか

いまわが国の教育はこれまでとちがった方向にむかって進んでいる。この方向がどんな方向をとり、どんなふうのあらわれを見せているかということは、もはやだれの胸にもそれと感ぜられていることと思う。このようなあらわれのうちでいちばんたいせつだと思われることは、これまでとかく上の方からきめて与えられたことを、どこまでもそのとおりに実行するといった画一的な傾きのあつたのが、こんどはむしろ下の方からみんなの力で、いろいろと、作りあげて行くようになって来たということである。

これまでの教育では、その内容を中央できめると、それをどんなところでも、どんな児童にも一様にあてはめて行こうとした。だからどうしてもいわゆる画一的になって、教育の実際の場での創意や工夫がなされる余地がなかった。このようなことは、教育の実際にいろいろな不合理をもたらし、教育の生気をそ

ぐようなことになつた。たとえば、四月のはじめには、どこでも桜の花のことをおしえるようにきめられたために、あるところでは花はとつくに散ってしまったのに、それをおしえなければならぬし、あるところではまだつぼみのかたい桜の木をながめながら花のことをおしえなくてはならない、といったようなことさえあつた。また都会の児童も、山の中の児童も、そのまわりの状態のちがいなどにおかまいなく同じことを教えられるといった不合理なこともあつた。しかもそのようなやり方は、教育の現場で指導にあたる教師の立場を、機械的なものにしてしまつて、自分の創意や工夫の力を失わせ、ために教育に生き生きした動きを少なくするようなことになり、時には教師の考えを、あてがわれたことを型どおりにおしえておけばよい、といった気持ちにおとしいれ、ほんとうに生きた指導をしようとする心持を失わせるようなこともあつたのである。

もちろん教育に一定の目標があることは事実である。また一つの骨組みに従つて行くことを要求されていることも事実である。しかしそういう目標に達するためには、その骨組みに従いながらも、その地域の社会の特性や、学校の施設の実情や、さらに児童の特性に応じて、それぞれの現場でそれらの事情にびつたりした内容を考え、その方法を工夫してこそよく行くのであつて、ただあてがわれた型のとおりにやるのでは、かえつて目的を達するに遠くなるのである。またそういう工夫があつてこそ、生きた教師の働きが求められるのであつて、型のとおりにやるのなら教師は機械にすぎない。そのために熱意が失われがちになるのは当然といわなければならない。これからの教育が、ほんとうに民主的な国民を育てあげて行こうとするならば、まずこのような点から改められなくてはなるまい。このために、直接に児童に接してその育成の任に当たる教師は、よくそれぞれの地域の社会の特性を見てとり、児童を知つて、たえず教育の内容についても、方法についても工夫をこらして、これを適切なものにして、教育の目的を達するように努めなくてはなるまい。まこの祖国の新しい出発に際して教育の負っている責任の重大であることは、いやしくも、教育者たるものの、だれもが痛感しているところである。われわれは児童を愛し、社会を愛し、国を愛し、そしてりっぱな国民をそだてあげ、世界の文化の発展につくそうとする望みを胸において、あらんかぎりの努力をさげなくてはならない。そのためにまずわれわれの教壇生活をこのようにして充実し、われわれの力で日本の教育をりっぱなものにして行くことがなによりたいせつなのであ

ないだろうか。

この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求とにに応じて生まれた教科課程をどんなふうにして生かしていくかを教師自身が自分で研究して行く手びきとして書かれたものである。しかし、新しい学年のために短い時間で編集を進めなければならなかったため、すべてについて十分意を尽くすことができなかつたし、教師各位の意見をまとめることもできなかつた。ただこの編集のために作られた委員会の意見と、一部分の実際家の意見によって、とりいそぎまとめられたものである。この書を読まれる人々は、これが全くの試みとして作られたことを念頭におかれ、今後完全なものをつくるために、続々と意見を寄せられて、その完成に協力されることを切に望むものである。

とみえる。いうまでもなく「この書は、学習の指導についてのべるのが目的であるが、これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない」との示がみえる。すなわち、一つの価値観を子どもたちに植えつけるような方針をとらない、と宣言していると解される。そして「各位の協力によって将来健康に成長することを確信して、この書をお手もとにとゞけ」と示す。この学習指導要領は、後に、周知の如く「法的拘束力」を持つようになった。それは周知の昭和三十三年（一九五八）年のことである（基準説、大綱的基準説、指導・助言説という3つの法的拘束性の判例的立場がある）。

5.3. <原資料>

(1) 学習指導要領 一般編（試案） 昭和二二年度

第一章 教育の一般目標

一 個人生活については

4 宗教的な感情の芽ばえをのばして行くこと。

三 社会生活については

1 広く世界の歴史、地理、科学、芸術、道徳、宗教などの文化についてその特性を理解し、世界とともに平和をきずき、国際的に協調して行く精神を身につけること。

5.4. [小山・概要] :

ここには「などの文化についてその特性を理解し」とみえる。つまり宗教を「文化」的現象のひとつとしてみなしている概要がみえる。そしてその文化としての宗教の「特性を理解し」とみえていて、この示は、学習指導面におけるいわゆる知識理解度事項対象となることであることを意味する。この文言は重要である。なぜか。つまり、宗教に対する社会通念にみえるのは、宗教は知識ではない、体験であり、理屈ではないという巷間の一部に底流する社会通念とは趣を異にする。その理解を前提として、換言すれば必要条件としたうえで、いわゆる態度的事項として「世界とともに平和をきずき、国際的に協調して行く精神を身につけること」が示されている。規範的言明が示されている。

5.5. <原資料>

(2) **学習指導要領 国語科編 (試案) 昭和二二年度**

第一章 まえがき

第二節 国語科学習指導の目標

五 国語学習によって、おのずから、次のような能力の向上も予想される。

(七) 宗教的情操を豊かにして、つねに正しく強く生きる。

第二章 小学校一、二、三学年の国語科学習指導

第三節 読みかた

二 読みかた学習の材料

(三) 児童を楽しませ、情操を豊かにするような神話・伝説。

(六) 宇宙の神秘、自然の法則、生物の生態など自然科学の原理に関するもの。

(十二) 真・善・美に対する理解を与えるもの。

(十三) 信仰心をやしなひ、ぎせい・責任の精神生活を表わした物語。

[小山・コメント] :

「国語学習によって、おのずから、次のような能力の向上も予想される」とし、「宗教的情操を豊かにして」いくことが、規準としても基準としても「つねに正しく」思考判断でき、態度的にも「強く生きる」ことが達成できる事態が示されている。「読みかた学習の材料」に「児童を楽しませ、情操を豊かに

するような神話・伝説」のあり得ることが前提されている。「宇宙の神秘」が「自然科学の原理に関するもの」としてのコンテクストに絡むと措定されている。「信仰心をやしない、ぎせい・責任の精神生活を表した物語」の示では、「信仰心」と、「ぎせい・責任」とが、認知上連合関係にあることが示唆されている。

5.6. <原資料>

(3) **学習指導要領 社会科編 (試案) 昭和二二年度**

第一章 序論

第一節 社会科とは

今後の教育、特に社会科は、民主主義社会の建設にふさわしい社会人を育て上げようとするのであるから、教師はわが国の伝統や国民生活の特質をよくわきまえていると同時に、民主主義社会とはいかなるものであるかということ、すなわち民主主義社会の基底に存する原理について十分な理解を持たなければならない。これについては、他日その解説書が刊行されることと思われるが、教師はまず自分たちで研究をすすめられたい。次に参考として一応その基本的な原理と考えられるものを掲げる。

三、信教・言論・出版・集会・請願等についての個人の自由が確保される。

第二節 社会科の目標

十三 宗教の社会生活における意義を理解すること。

第三節 社会科に関する青少年の発達

学 年	第 十 学 年
学習能力	(1) 抽象的、論理的思考がいつそう強くなる。 (2) 自己主張、自己反省が強くなる。 (3) 美的、芸術的、宗教的なものへのあこがれが強くなる。 (4) 理想主義的傾向が強くなる。
社会性	社会環境に対する批判的態度が著しくなる。 社会生活一般に対する理想主義的な批判と社会理想に対するあこがれがきざす。 外面的社会生活からの意識的逃避の傾向が強くなる。
備 考	民主主義の理想と現実の大意を理解せしめようとする。

第五節 社会科の教材

学 年	問 題
第三学年	X 国や宗教上の祝祭行事は各地で、どのように行なわれているか。
第四学年	VIII 私たちの祖先に、寺社はどのような役目を果たしたか。
第九学年	II a われわれの芸術的な欲求を満足させるために、社会はどんな機会を与えているか。 b 宗教は社会生活に対してどういう影響を与えてきたか。

第五章 三学年

第三学年の社会科としては、次のような事項を理解せしめ、これと関連した能力や態度を得させることを目標としている。

十二 あらゆる人々は、おのおのその祖先から精神的物質恩恵を受けていること。

第三学年の問題としては次のようなものを参考に挙げているが、その意味、これを中心とした単元の意味や取り扱い方、各問題に示された学習活動の意味や取り扱い方、学習指導計画との関係等は、すべて第一学年の場合と同じであるから、その部分を熟読対照していただきたい。

十 国や宗教上の礼祭行事は各地で、どのように行われているか。

問題十 国や宗教上の祝祭行事は各地で、どのように行われているか。

一 指導の着眼

児童は祝祭日を楽しみにし、その日に行われる行事やにぎやかな光景に心を躍らせている。またその日に見られる古い慣習や伝統的事物に興味の目を見張っている。こうしたことを土台に、祝祭日行事の計画を立てたり、祭や年中行事の催しを見た話や、それについて読んだり聞いたりした話を、お互いに話しあったりする事を通して、児童の知識と理解を広めることができるであろう。

指導に当たっての心がけるべき点は

- 厚生慰安に影響を及ぼす要素——気候、位置、慣習
- 祝祭日——宗教的、国民的、労働及び収穫その他

二 指導結果の判定

学習活動を通じて、児童はいろいろな祝祭日についての理解と外国の祝祭日で行われる風俗・慣習についての知識を増し、各地の祝祭日で行われる行事の変化が何にもとづいているかを理解できるようになろう。このような理解の増進の結果は、種々の事からにおける形態や色彩・調和・均衡・律動に対してより深い鑑賞力を増し、美術的・音楽的な表現法も進歩するであろう。更にまた、人々の美を鑑賞しようとする衝動が、環境や宗教の力によって相当程度影響を受けている、ということについての理解を増すことと思われる。

三 学習活動の例

(一) 土地の祭りや年中行事について学ぶ。

- 1 国際的祝祭日・地方的祭日及び年中行事の暦を作り、おのおのの日に子供が仕事するや遊びを書き入れる。
- 2 国民的祝祭日や地方的祭日の由来の話を読んだり話しあったりする。
- 3 国旗の立て方を学んだり、祝祭日の歌を習ったりする。
- 4 正月のお飾りを用意し、その由来を聞く。
- 5 神社・仏閣・教会で行われる年中行事を見たり、聞いたり、話しあったりする。
- 6 家の人たちが祭りや行事の用意をする有様、どれくらい前から用意

をはじめめるか、といったことを話し合う。

- 7 祭や行事の時の特別なごちそうについて話しあい、その由来を聞く。
- 8 祭や年中行事の特別な風習や行事を話しあう。
- 9 祭や行事のある日によそからやって来る人について話しあう。
- 10 祭や行事の日に使われる特別な器具や装飾を見たり話しあったりして、その由来を聞く。
- 11 学校で節句その他の特別の日に父兄を招待する会を計画し実施する。
- 12 祭の日にした小づかいについて報告する。

(二) よその地方の祭や行事について学ぶ。

- 1 よその土地から引っ越して来た人を読んで、よその土地の祭や行事の話聞く。
- 2 自分が見て来たよその土地の祭の話をもみなに聞かせる。
- 3 日本各地で行われている珍しい祭の絵を見たり、話を聞いたりする。

(三) 外国の祭や行事のことを学ぶ。

- 1 外国に行ったことのある人を読んで、外国の祭や行事の話をしてもらう。
- 2 世界各地のクリスマスや新年の行事の話をしてもらう。
- 3 欧米人がどんなにクリスマスを待ちわび、それを楽しみにしているかの話聞く。

第六章 第四学年

第四学年の社会科としては、次のような事項を理解させ、これと関連した能力や態度をえさせることを目標としている。

十四 困難な自然環境の生活では、人々の宗教的感情の表現は素朴であるが強いこと。

十五 土地や社会が違えば宗教的情操の表現方法も異なること。

第四学年の問題としては、次のようなものを参考に挙げているが、その意味、これを中心とした単元の意味や取り扱い方、各単元に示された学習活動の意味や取り扱い方、学習指導計画との関係などは、すべて第一学年の場合と同じであるから、その部分を熟読対照されたい。又巻末の作業単元の実例も参考にす

ることが必要である。

八 私たちの祖先に寺社はどのような役目を果たしたか。

問題八 私たちの祖先に寺社はどのような役目を果たしたか。

一 指導の着眼

児童は日々楽しさうに、近代的なよく設備の行きとどいた学校で勉強している。子供たちの胸には、遠い昔の児童がどんな学校に通っていたか。寺小屋とはどんなところだったろうかといふ疑念がきざすこともある。お宮やお寺の境内は子供たちにとって欠くことのできない遊び場である。お宮の祭は大きな楽しみであるし、お寺の年中行事も忘れることのできない重大な関心事である。いなかではお寺の鐘だけが時間を知るよすがであるということもある。由来わが国では寺社は一つの文化施設であったし、限られた土地に住み、助けあって働いて来た祖先たちを常に慰めはげましてくれたものであった。教師はこれらの興味を手がかりにしてもっと大きく問題を発展させて行くことができる。以下の諸点は活動の計画を進めて行く一助となるだろう。

- 信教——迷信・儀式とその習慣
- 社会奉仕——神社・仏閣・僧
- 学校——種類、施設と学習材料、書物、学習用具、生徒

二 指導結果の判定

子供の教育の今昔を比較対照する能力ということがこの問題に関する活動の成果の一端を示すと思われる。もちろん信教ということと関連して宗教的な慣習というものに一応の理解と知識とを与えることは重要である。

三 学習活動の例

(一) 寺社が有用だということを知る。

- 1 自分の町(村)ではお寺やお宮がどんな場所にあるか、また昔はどこにあったかを、話しあい絵図に書き入れる。
- 2 自分の町(村)のお寺やお宮やほこらなどの由来と伝説を聞く。
- 3 お祭の時子供だけの余興を計画し実行する。
- 4 お祭に集まって来る商人を観察しその人たちについて話しあう。
- 5 お寺やお宮のそばにどんな商店があるかを観察し絵や略図を書く。
- 6 年の市や、とりの市、豊年祭を見てその話を聞く。
- 7 門前町の話を読んだり聞いたりする。

- 8 お祭の時の儀式にはどんな人が集って何をするかを話しあいその有様を絵に書く。
- 9 (できたら老人を呼んで) 寺小屋の話を書く。
- 10 寺小屋の歴史を聞いたり絵を見たりする。
- 11 自分の学校の歴史を調べる (いろいろな種類の学校の話を書く)。
- 12 老人を呼んで、昔お寺の鐘の音がどんなに人々の役に立っていたかを聞く。
- 13 除夜の鐘を聞いてそれに関する伝説を調べる。
- 14 お寺の和尚さんを呼んで、昔お寺と土地の人々との関係がどんなふうであったかを話してもらおう。
- 15 仏教渡来のお話を聞いてそれを劇にする。
- 16 すぐれた坊さんの話や世の中のためになった坊さんの話を聞く。

(二) 古代の宗教と原始信仰について知る。

- 1 アイヌの宗教や風習について聞く (もし見ることができれば見る)。
- 2 かまどの神、火の神その他の神について伝説を聞く。
- 3 日本各地の伝説を聞いたり読んだり劇にしたりする。
- 4 いろいろな伝説を歌に作ったり紙芝居にしたりする。

第七章 第五学年

第五学年の社会科としては、次のような事項を理解させ、これと関連した能力や態度を得させることを目標としている。

四 科学的な知識は迷信を減少させること。

問題一 私たちはどのように勉強すればよいか。

一 指導の着眼

この際教師の注目すべき点としては、次のようなものである。

○学問——有用性、その発達、学問の方法、迷信と科学。

三 学習活動の例

(二) 正しい考え方を養う。

- 12 迷信が昔の人の生活にいろいろの影響を与えた話を読み、今日排除すべきものと再検討すべきものとに分類する。

第八章 第六学年

問題七 時間の余裕を作るにはどのように文明の施設を使えばよいか、またその時間を有効に使うには私たちはどうすればよいか。

三 学習活動の例

(三) 時刻を知る方法の発達を学ぶ。

- 9 各種の紀年法や月や日の呼び方について読んだり、聞いたり、報告したりする (世紀、時代、回教紀元、キリスト紀元)

問題八 世界中の人々が仲よくするには私たちはどうすればよいか。

三 学習活動の例

(三) 国と国との交際の仕方を知る。

- 10 世界のおもな宗教を挙げ、信教の自由について説明してもらう。

- 15 外国で勉強して名を成した人の話を読む (たとえば野口英世・空海等)。

[小山・コメント] :

これは、今日の大学におけるいわゆる「宗教学」、「宗教科教育法」および「宗教教育」のテキストにしてもよいほどの教材開発を示唆するものである。方法知としても内容知としても、示唆深い示であるといえまいか。文言に「宗教の社会生活における意義を理解すること。」とみえていて、宗教現象を客観的に捕捉させる学習項目が周到に用意化されている。これらは、宗教一般知識教育であり、決して、宗派信仰教育ではない。用語「寺社」とみえる。これは日本史上でみれば「寺社」等の宗教施設が浮きぼりになるのは肯定できる。しかし、広義的・一般的に論えば、「寺社教会等の施設」と措定すれば、一般的に相対化できよう。

5.7. <原資料>

(4) 学習指導要領 社会科編 (Ⅱ) (試案) 昭和二二年度

第二章 各学年の単元

第七学年 (中学校第一学年)

単元二

われわれの家庭生活はどのように営まれているであろうか。

教材の排列

- (二) 他国の家庭とくらべて日本の家庭生活はどのような特色を持っているか。

- (2) 現在の中国と比較して、

(イ) 祖先崇拜

学習活動の例

(三八) 自分の日常の習慣を研究すること。家はどんなに多くの習慣を作ってきたか。そのすべてはよいものだろうか。迷信にもとづいているものはないだろうか。家の習慣と迷信とについて表を作ってみること。

単元六

社会や政府は生命財産の保護についてどういうことをしているだろうか。

学習活動の例

(九) 自分の地方でまじないや神や仏の信仰によって病気をなおす習慣や迷信があるだろうか。あれば調べて表にすること。

(五〇) 昔から火の用心のためにどのような方法がとられて来たであろうか。柳田國男著「火の昔」を読んで自分の地方で今でも残っている火に関したことは、迷信、習俗、防火の道具などを調べてみること。

(七一) 次の項目を手引きにして罪を犯したある人に関し事実を調査研究してみること。

(5) 家庭生活と宗教的訓練。

第九学年 (中学校第三年生)⁽⁷⁾

単元一

われわれは、過去の文化遺産を、どのように、うけついで来ているだろうか。

目標

(五) 社会のよい習慣や伝統を身につけて、日常生活に実践しようとする習慣を養う。非科学的なしきたりや迷信にまどわされず、常に合理的に考え、科学的に事を処する技能を養う。

教材の排列

(五) わが国の文化的遺産は、どのように受け継がれ変化して来たであろうか。

(7) 習俗、伝承、などにみられる変化。

(イ) 習俗

(ロ) 信仰

学習活動の例

(一二) 家や村 (町) の生活を中心として、迷信や禁忌をできるだけ集めて表にし、それが自分たちの生活にどんな影響があるかを話すこと。カレンダー (こよみ) は、この数箇年の間に非常に変化した。現在使っているこよみで、われわれの日常生活を営むのには何か不便があるであろうか。このことを両親や祖父母からも聞いて、比較すること。

単元二

(イ) われわれの芸術的な欲求を満足させるために、社会はどんな機会を与えているか。

教材の排列

- (一) 人間は、どんな形で、芸術的欲求を表現するであろうか。
- (2) 人間は、原始時代には、どうして芸術的な欲求を表現したか。
 - (イ) 未開民族の歌・舞踊・装飾 (祭典と宗教儀礼)
 - (4) 社会生活の変化が、どのように文化に影響を与えたか。
 - (イ) 宗教・思想と文化

学習活動の例

- (九) ギリシャ神話に取材した文芸作品を集めてみること。
- (一一) 仏教美術・キリスト教美術の写真を集めてみること。キリスト教の教会・仏教の寺院・回教の寺院・神社の写真などを集めることもよい。

単元三

われわれの政治は、どのように行われているであろうか。

学習活動の例

- (二) 隣近所の人々が、互いに協力して働いたり、手伝い合ったりする時があれば表にすること。例えば、
 - (イ) とむらい講 (組)
- (三三) 郷土の古老で、明治維新のことをくわしく知っている人があれば、これを訪問して話を聞くこと。また、明治維新について、日本歴史の書物を読んで、これを学級に報告すること。特に、それが「革新」であったとともに、「復古」であったことを具体的な事実について研究史、学級で討議すること。次のような点では、維新前と維新後では、どんなに変わったであろうか。
 - (9) 宗教

単元六

個人は、共同生活にうまく適合して行くにはどうしたらよいであろうか。

要旨

人間は、社会的動物であると言われているが、まことにそうである。個人が、人間たるの特性・資質と考えられているものを発展させるには、集団の一員として生活することによるほかはない。子供は生まれながらにして、家庭と呼ばれる一小集団の一員となる。成長するとともに生活範囲が広がって、家庭以外の人たちとの接触が次第に多くなる。子供たちは、近所の家庭の生活の中に遊び友だちを見出し、遊びに対するおたがいの興味に結ばれて、その仲間になる。入学後は、子どもは学校友だちを見出し、かれらとともに遊びや作業などを含む広い範囲の活動に加わるようになる。学年が進むにつれて、興味や必要から、子どもは学校生活、または、集団生活をさらに広げて行く。——即ち、運動や、娯楽や、休養や、社会生活や、学業の達成について、たがいに興味を分かち合うことのできる集団に入って行く。学校を卒業すると一定の職業について、新しい集団の一員となる。——即ち勤労者がおたがいの目標に進んで行くために団結する労働組合、職業的向上に対する関心を分かち合うものたちからなる、教師、弁護士、医師その他の職業人の協会の一員となる。科学・芸術・宗教・政治・文学あるいは運動競技に対する興味は人々を結合して、科学の学会や、教会や、宗団や、政党や、文化的協会や、運動の協会というような集団をつくらせる。これらに加えて、各個人は、共同社会——即ち隣保や、市町村や、国の中で生活を共にする人々の集団——の成員である。一個人は、同時に数個の社会集団に属することができるし、また普通そうなのである。

個人は、一集団あるいは数集団の中に生活しなくてはならない。しかし、不幸にして、一集団の中においても、さまざまな集団の間においても、常に和合と協力とがあるわけではない。多くの場合、利益が対立し、競争が行われる。社会が民主的でなくてはならないとすれば、集団生活は、少なくとも次の二つの要求を満たしていなくてはならない。(一) いかなる集団においても、人々は数多くのさまざまな共通の利益にあずからなくてはならない。(二) 集団同志の間には、自由

な動きやいろいろな相互交渉がなくてはならない。たいていの社会は、おそらく第二の要求よりも第一の要求をみたま方が多い。いかなる集団の対立紛争があるけれども、普通は態度や行為において、強い忠実さ、献身、協力などが見られるものである。人がそのような集団の一員になるのは、まず第一に、利益を同じくする人々と仲間になりたいと思うからであり、またその仲間と協力していっしょに努力すれば、さらに容易に自分たちの目的を達成し得ることを知っているからである。

教材の排列

(一) なぜわれわれは、個人の重要なことやその価値を重んじなくてはならないのであろうか。

(1) 個人の本性。

(ハ) 環境の影響

II 社会環境

宗教の影響——神社・寺院・教会等

(三) 共同社会に対してその成員はどのような貢献をすることができるか。

(4) 人間生活を豊かにすることに対する貢献。

(ハ) 宗教家

(四) 共同生活への参加に対して、個人はどんな責任を持っているか。

(1) 共同生活の他の成員と協力して、次のような共同生活の機能を行う。

(ヘ) 宗教及び美に対する要求をみたま。

単元四

貧困や生活難から、社会や個人を助けるために、どんな手段がとられているか。

教材の排列

(一〇) 貧困と生活難から生ずる問題を解決するために、外国において実行しているもので、日本に採用できるものには、どのようなものがあるだろうか。

(9) 寺院・教会及び教団の事業。

単元六

われわれは世界の他国民との正常な関係を再建し、これを維持するために、

どのような努力をしたらよいか。

教材の排列

- (一) 諸国家はどのように関係しているだろうか。
- (2) 国家はどのように国際関係に依存しているか。

(二) 宗教

学習活動の例

- (十六) 日本へは昔からどんな他国の宗教家が渡来したか。その人たちはどんな影響を日本人に与えたか。歴史の書物によって研究し、学級に報告すること。

第九学年 (中学校第三学年)

单元二

(口) 宗教は、社会生活に対して、どんな影響を与えて来たか。

要旨

世界の民族で、なんらかの形の宗教を持たないものはない。中でも仏教・キリスト教及び、回教は世界宗教といわれ、世界の三大宗教として世界の各地に行われ、多数の信徒を持っている。

日本においても、民族宗教である神道のほかに仏教・キリスト教が伝来したが、ことに、仏教は深く国民の生活や文化に浸透して、多くの新しい宗派を發展させた。キリスト教は天文年間に伝わり、いろいろな困難を経て、明治時代に至り、制度上發展の自由が認められるとともに国民の間に信じられるようになった。回教は、近年になって、移入されたばかりで信者はきわめて少ない。中国の儒教及び道教の思想的影響は非常に大きく、それらは、宗教としての体系をなさないがわれわれの生活に深いつながりを持っている。さらに固有の神道からいっそう宗教的な形態をとって發展したいわゆる教派神道は、中世ごろからそのきざしを見せ、近年ますます盛んになっている。なお社会生活が複雑になるにつれ、いろいろ異なった形態の宗教が多く生ずるのが常であるが、この傾向は、最近特に著しい社会現象となっている。このようにして、宗教は人類の歴史を通じて、その生活や文化に深い関連を保ち、人類の文化を形づくる重要な要素となっている。

ところで、宗教がこのように、人類の社会現象として、重要な一面をなしているについては、一方多くの偉大な宗教者たちが、人類に永

遠の福祉をもたらすことを目ざして、自分の信仰を確立し、これを述べ伝えるとともに、その信教の自由を確立するために、きびしい努力と闘争とを続けて来た事実を忘れることができない。すでに述べたように、宗教が社会生活や、その文化のあらゆる部面に深いつながりを持っているものである上に、宗教上の団体においてその成員が強固に団結して、社会生活上の有力な勢力となりやすいので、多くの国々にあっては、宗教は、統治者とあるいは、強く結びつき、あるいはその絶えざる監視や、干渉や、激しい弾圧のもとにおかれるのが常であった。

宗教史において、「信教の自由」ないし「国家との関係」の問題がきわめて重要な主題となっており、迫害や殉教の史実が顕著であることは、正にこのことを物語っているものである。それと同時に、宗教史に著しいもう一つの事実は、新しい宗教が唱えられるときに、常に、在来の宗教との間に激しい争いが生じたということである。初期のキリスト教に対する障害、宗教を主体としての東西ローマの分裂、カソリックに対する宗教改革による新教の分裂、新教各派の分裂、信仰の自由を求めてのピューリタンの新大陸移住、並びに信教の自由に対する現在の運動は、西洋の歴史にあらわれた宗教者たちの努力と闘争のおもなものである。同様なことは、仏教・回教においても見られ、アラビア・インド・中国その他東洋諸国の歴史にその幾多の実例がある。

キリスト教が、その成長と伝ばに伴う多くの障害をのり越えた後、欧米の宗教的、社会的思想に多大の影響を与えたように、回教は、近東、中亜、及び南海にひろまった。そうして仏教は、アジア東部の大部分にひろまって行った。日本においては、まず仏教はその渡来の当初、固有神道との間に、あつれきを生じたが、日本歴史のいろいろの時代に、仏教と神道との間に対立や融合が行われ、その間、中国から新教理を輸入したり、同化したりして、ことに鎌倉時代ごろから、多くの新しい宗派が起った。

明治維新は、日本国民に名目上では法律上の信教の自由を与えた。しかし、国家が神社神道に財政的な援助を与え、これを奨励し、いろいろの機関を通じてひろめたから、ほんとうの信教の自由は達成され

なかった。ほんとうの信教の自由は、昭和二一年に発布された新憲法によって保障され、確保されるに至ったのである。

このように、長い歴史と広い地域にわたる複雑な宗教の発展を見わたすと、宗教が、いかに人間の社会生活に深い関係を持ってをり、したがって、また人間精神の内奥に深いむすびつきを持っているかがわかる。たいていの宗教は、人間に永遠の幸福への道を教えるとともに、現在の生活における行動に高い理想を示すものである。この二つのことがらのいずれに重点をおくかによって、いろいろの宗教のあり方が異なって来るが、この単元の目的は、ある種の宗教や、宗派や宗教的教説を唱道することではない。その任務は個人及び、社会生活の中で宗教が果たした役割に対して、理解を与えようとするにある。

目標

- (一) 宗教が国民に共通に経験されるということを理解すること。
- (二) 日本における宗教の種類について理解すること。
- (三) 世界の宗教について、その種類と教理の一般とその重点とを理解すること。
- (四) 社会生活の一部面と考えられる宗教の歴史的発展について理解すること。
- (五) 神社・寺院・教会その他の宗教団体が行う社会的な仕事に対する理解を深めること。
- (六) 家庭及び社会における宗教教育が一般の社会にどんな影響を与えるかを認識すること。
- (七) 宗教が集団の連帯性を発展させるのに、いかに大きな影響力を持っているかということを認識すること。
- (八) 宗教文化が社会生活を豊かにして来たことを認識すること。
- (九) 科学精神の発展や社会の進歩に伴って宗教がいかに洗練され変化しつつあるかを理解すること。
- (一〇) 宗教が個人の価値を確立するのに貢献していることを認識すること。
- (一一) 信教の自由の必要とそのため過去の人々がいかに戦って来たかを認識すること。
- (一二) 他の人々の宗教を尊重すると共に自分の信仰によって、社会生

活に障壁を築くことのないような寛容な態度を養うこと。

教材の排列

- (一) 宗教にはどのような種類があるだろうか。
 - (1) 日本にはどのような宗教があるであろうか。
 - (イ) 家庭における宗教
 - (ロ) 社会における宗教
 - (2) 世界にはどのような宗教があるであろうか。
 - (イ) 宗教の起源と発達
 - (ロ) 宗教の教義と形態
 - (ハ) 地域・類型その他からみた宗教の分類
 - (二) 宗教はどのように発展して来たか。
 - (1) 世界の主要な宗教は、どのように発展して来たか。
 - (イ) 仏教
 - (ロ) キリスト教
 - (ハ) 回教
 - (2) 日本において宗教はどのように発展して来たか。
 - (イ) 神道
 - (ロ) 仏教
 - (ハ) キリスト教
 - (ニ) その他の宗教
- (三) 宗教は個人及び社会に対してどのような影響を与えているか。
 - (1) 宗教の諸団体は、どのような社会的活動をしているか。
 - (イ) 社会事業と教育事業
 - (ロ) 宗教的行事
 - (2) 宗教は社会の生活と文化に対してどんな影響を与えているか。
 - (イ) 社会生活と宗教
 - (ロ) 文化と宗教
 - (3) 一般に認められている宗教生活の面には、どのようなものがあるであろうか。
 - (イ) 宗教生活
 - (ロ) 宗教的欲求と宗教的体験
- (四) 宗教と民主主義とはどのような関係をもっているか。

- (1) 個人の自由と人権の尊重とに対して、ある宗教はどのような関係をもっているか。
- (イ) ヨーロッパにおける自由主義思想の発展
- (ロ) 宗教改革
- (2) 宗教と近代精神とはどのような関係をもっているか。
- (イ) 近代精神と共に科学と宗教はどう変わったか。
- (ロ) 社会の進歩と宗教
- (3) 信教の自由とはどういう意味であろうか。また、信教の自由と民主主義とはどのような関係をもっているか。
- (イ) 日本における信教の自由
- (ロ) 民主主義と宗教

学習活動の例

- (一) 自分の地方の宗教の種類や土俗信仰を調べて報告すること。
- (二) 自分の地方で行われている収穫の祭やその他の宗教行事について調べる。それらは地方の人々の生活にとってどんな価値があるか。よく調べた後で討議すること。
- (三) 仏教の成立とその発展について調べて報告すること。仏教はどのようにして日本に伝来し、どんなに日本人の社会生活を変えたか。現在どのような影響を与えているか。学級で討議すること。
- (四) 鎌倉時代には、いろいろの仏教の宗派が発生した。これはどういう理由によるのだろうか。またそれらは従来の仏教とどのような点で異なっているか。その点について学級に報告すること。
- (五) 歴史の書物などによって、キリスト教はどのようにして成立したかについて調べ学級に報告すること。それはいつ日本に伝えられたか。それらはわれわれの社会生活にどんな影響を与えているか。
- (六) キリスト教と仏教の教義は実際にどう違うか。儀礼などもどう異なっているか。またその教義や信仰で共通な点はどこにあるか。これらについてよく調べた上で討議すること。
- (七) 回教の成立とその発展について調べ、簡単に報告すること。
- (八) 神道にはどんなものがあるか。その種類を調べて報告すること。それらは自分の地方の社会生活にどんな影響を与えているであろうか。

- (九) 儒教や道教の影響はどうであろうか。それは家庭や社会的にどんな形で現われているか。それについて研究し討議すること。
- (一〇) 世界のおもな宗教の時代分けと分布を地図の上で示してみることに。
- (一一) 自分の近所の神社や教会や寺院が社会生活に対してどんな意味をもっているかについて報告すること。
- (一二) 教会や寺院の果たして来た社会的責任の重要なものは何かということについて討議すること。
- (一三) 宗教団体による救済機関としてはどんなものがあるか。またそれによってどれぐらいの人々がどのように救済されているかについて調べて報告すること。
- (一四) 自分の近所に宗教団体によって、経営されている幼稚園・学校及びその他の教育施設があれば、方針・内容、及び社会に貢献する教育活動について調べて報告すること。
- (一五) 日本の宗教の中で、社会事業の点でどの宗教の宗派が活動的であるか。それらはどのような方面に活動しているかについて調べて報告すること。
- (一六) 自分の近隣に宗教団体によって経営されている学校があれば、その教育はどこに重点をおいているかについて報告すること。
- (一七) 信仰に一生をささげ社会に影響を与えた人々を主題にして、物語を書き学級で朗読すること。
- (一八) 信教の自由を求めて戦った人々のうちからひとりを選んでその人について短い伝記を書き、それを学級で朗読すること。
- (一九) なぜ信教の自由は必要なのであろうか。日本では、信教の自由はどんな発展をして来たか。明治憲法にも信教の自由について明記してあるが、新憲法であらためて、これを強調しなくてはならなかった理由について討議すること。

学習効果の判定

- (一) 生徒たちは、宗教の意味に対する理解を深めているか、生徒の書いたものを調べたり、討議や自席報告をきいて記録しておくこと
- (二) 生徒は、宗教の歴史や宗教的な出来事に対して興味を示しているかどうかを観察すること。

- (三) 生徒は、社会生活における宗教団体の種々の行事について理解して討議しているであろうか。
- (四) この単元の学習によって、生徒は、生活に対して科学的な態度を強めたであろうか。その点について観察し記録しておくこと。
- (五) 生徒は、新憲法による信教の自由を正しく認識しているであろうか。学校生活における態度や活動を観察して評定すること。
- (六) 生徒は、自分自身の生活においても、また他人に対しても善良、親切、寛容な態度をとるようになったであろうか。集団生活や討議における活動を観察して評定すること。

[小山・コメント] :

小学校の場合と同じく、内容知としても方法知としても、宗教教材論として示唆深い。

5.8. <小山・関連資料>

○第1回国会・衆議院文教委員会（昭和二十二年九月二十五日）

→「戦後の教育と宗教問題」についての質疑

▼森戸辰男文部大臣の発言

学校教育は平和主義を重視しなければならぬ、宗教が平和主義についての重要な力であるとするれば、学校教育に宗教をもつと積極的に認めたらよいではないかというお話でありますけれども、これは他の側面から言えば、民主主義の立場から、一宗一派の宗教でなく、国立、公立の学校においては、これを教えるはならぬという建前をとっておりますので、政治宗教との分離ということの立場から、国立、公立の学校において宗教を教えるということは、それがいかに平和主義の強い力でありましようとも慎まなければならぬことと存じております。しかし特殊の一宗一派の宗教でなく、宗教的の情操というものが、学校教育において無視されるべきであるとは考えておりません。日本の憲法はそう規定してありませんので、むしろ宗教的な情操というものが児童の中に育成せられるように、または寛容の精神が子供たちの間に伸びていくように、また宗教について、宗教の本質、あるいは宗教の現在の状態、または教祖の傳記その他について学校で教えられるということは、公平な立場から否定するべきものではないのでありますけれども、宗教が公立学校の教壇から教えられるとい

うことは、新しい教育制度の上から望ましきことでなく、禁ぜられておるものであることを率直に申し上げたいと思います。(下線小山)

[小山・コメント] :

戦後の教育に影響の強い森戸辰男文部大臣が「宗教が公立学校の教壇から教えられるということは、新しい教育制度の上から望ましきことでなく、禁ぜられておるものであることを率直に申し上げたいと思います」という。この発言は、その後の、日本の宗教教育の運命的な方向を象徴的に物語っているといわざるを得ない。森戸辰男が文部大臣として、宗教の教育の教育方法、教授概念を、哲学者として、いかに哲学的考察をした上でのことかの疑問と憾みを禁じ得ない。

5.9. <小山・関連資料>

○第8回国会・参議院文部委員会閉会中審査(昭和二十五年十一月十八日)

→「教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査の件」についての質疑

▼天野貞祐文部大臣の発言

文教と宗教ということが専ら問題になるかと私には考えられますが、宗教というものについては、日本には西洋のように行届いた宗教というものがいないのであります。現に学校教育においても、歴史、宗教を教えるはならないということになっておるのであります。併し結局は私は文化とか文教とかということその根柢において宗教的なものを持たなければならない。歴史宗教にそのままよるというのではなくても、何かの意味において宗教的なものを持たなければならないという考えであります。(中略)歴史の根柢に何と申しましようか、一つのロゴスのものとか、或いは道理とか、道とか、或いは神の意思とか、そういうものが歴史の根柢を支配しているのだ、要するに真理が最後の勝利を持つているのだ、歴史の上においては、不道理は到底その審判に耐え得ないのだ、いわば歴史に対する信頼といたしましようか、実在の根柢におけるそういう一つの道とか、神の意思とかといわれるような絶対者とか、そういう言葉でいわれるようなものを自覚するとか、或いはそれに対する予感を抱くとか、それに対する崇敬の念を持つとか、そういうようなものが教育の根柢にもなければならないと思うのであります。けれども、だからといって直ちに歴史的な宗教を日本の学校がすべて教育の根柢にしなければならないという考えではご

ございません。教育基本法にある宗教的情操を重んずるという趣意は、即ち私の述べたような趣意ではないかと理解いたしております。

[小山・コメント] :

宗教的な事項の重要なことを指摘するけれども、「だからといつて直ちに歴史的な宗教を日本の学校がすべて教育の根柢にしなければならないという考えではございません」というから、宗教教育の議論が、念入りに、後退させてしまわせる。

5.10. 〈小山・関連資料〉

○第10回国会・参議院文部委員会（昭和二十六年三月二十七日）

→「宗教法人法案」についての質疑

▼天野貞祐文部大臣の発言

一定の宗教的信仰を教えないで、宗教的情操を持たずというようなことはできないという議論も成立ちますけれども、これは教育基本法を作りますときにそういう議論があつて、宗教的情操を養うといつたところで、一定の宗教を教えないでは養えないという論もありましたけれども、併し消極的には宗教というものを、否定するとか、宗教というものをひどく侮るような言動を教育者がしないで、宗教に対して敬意を持つた、理解を持つた態度を以て教育者がやつて行くということによつて、教育的情操も養えるということも教育基本法にも入つておるわけでございます。一定の宗教の信仰を官公立の学校で養うということとはできないと思つております。

[小山・コメント] :

宗教的情操の成立基盤を巡る論議が浮き彫りにされている。一定の宗教を教えずして宗教的情操は成立しないという論者に一步押し切られた論調が浮き彫りになっているといえよう。今日まで継続している議論である。

5.11. 昭和二十六（一九五一）年・第1次改訂

（小中高ともに二十六年に実施）

5.12. 【小山・概要】

二十二年版とかかわることなく、試案という位置付け。自由研究は、小学校で

は「教科以外の活動」、中学校では「特別教育活動」となった。いわゆる降伏文書調印当初の雰囲気は漂っているといえよう。

5.13. <原資料>

(5) 学習指導要領 一般編 (試案) 昭和二六年改訂版

I 教育の目標

2 教育の一般目標

(1) 個人生活

○宗教についての正しい理解と態度をもつようになる。

[小山・コメント] :

いわゆる知識理解度事項面と態度的事項面とに關しての示としてみえる。ただし、技能的事項に關する示がみえない。

5.14. <原資料>

(6) 小学校学習指導要領 社会科編 (試案) 昭和二六年

[注 宗教教育にかかわる規程は見当たらない。]

5.15. <原資料>

(7) 中学校高等学校学習指導要領 社会科編 一中等社会科とその指導法 (試案) 一 昭和二六年改訂版

第I章 社会科とその目標

一般目標

理解

2 各地の文化、たとえば言語・宗教・芸術・風習・衣食住の様式などにはいろいろの違いがあるが、その根底には共通な人間性が横たわっていることの理解。

第IV章 単元を指導する際の注意事項

教科書の選択

よい教科書であるかどうかを判定することは、なかなか簡単にはできないが、上に述べたことを考えに入れながら、たとえば次のような項目の幾つかについて点数をつけてみることも、その判定の一助になるであろう。

内容

20 政治や宗教について偏しないこと

第V章 社会科の指導計画および指導法の他方への適応

時事的できごとの利用

そこで教師は、これらに関する予備知識や理解を与えることが必要となるであろうが、その問題に対する教師の意見を前もって生徒に与えてはならない。もちろん教師が意見を述べることはよいが、それは討議やその他の学習の終りごろにすることが望ましい。しかし、この場合に注意すべきことは、学校では、特定の政党を支持したり、これに反対するための政治教育は許されないこと、ならびに国・公立学校では、特定の宗教のための宗教教育をしてはならないことである。すなわち、どこまでも生徒の公正な判断力の養成を旨とした指導でなければならない。

[小山・コメント] :

実際の社会生活のコンテクストの中で、「各地の文化、たとえば言語・宗教・芸術・風習・衣食住の様式などにはいろいろの違いがあるが、その根底には共通な人間性が横たわっていること」の理解。】をさせるといことがみえる。

5.16. <小山・関連資料>

○第16回国会・参議院文部委員会（昭和二十八年七月十日）

→「教育、文化及び学術に関する調査の件」についての質疑

▼大達茂雄文部大臣の発言

○学校教育の面におきましては特定の宗教を教育の内容に盛り込むということとはできないのでありますが、宗教はそれぞれの民族の道德観念と申しますか、倫理生活に従来非常に密接な関係を持つておつたことは、これは申上げるまでもないことであります。その意味から宗教の社会生活におけるさような地位につきましては、全般の教育としてこれを無論尊重して行かなければならんと考えております。

○宗教的な情操を涵養するということは、国民のそれぞれの人格の完成という点から言えば極めて重大でありますので尊重しなければならないと、こう考えておりますが、(中略) 文部省といたしましては勿論特定の宗教というものに

偏つた態度をとることは許されないことであります。一般的に見て宗教的な情操を涵養するということが大切であるということは異論のないことでありますが、従つて文部省といたしましては、いわゆる宗教団体、民間宗教の活動せられることに遺憾のないように期したい、こういうふうを考えておりました特定の宗教に偏ることは勿論許されないと思います。その辺が宗教的情操の涵養と申しましても極めて漠然としたことであつて、空想になりやすいという点があると思われまふ。これらの点は今後なお実際問題としてきよな制約の下に宗教的情操を涵養するということに努めて参りたいと、こう思います。

[小山・コメント] :

独立国家になった一年過ぎた後の発言である。だが「文部省といたしましては、いわゆる宗教団体、民間宗教の活動せられることに遺憾のないように期したい、こういうふうを考えておりました特定の宗教に偏ることは勿論許されないと思います。その辺が宗教的情操の涵養と申しましても極めて漠然としたことであつて、空想になりやすいという点があると思われまふ」とみえる。「漠然」「空想」との記がみえる。この考察は、宗教的情操教育の教材開発の議論を後退させる余地を与えたものと思量される。

未完

- (1) ここのところの事実認識の錯誤は久しく教科書の記述にも反映し、近年やつと修正されてきているけれども、未だ巷間には不徹底の感が払拭できない。
- (2) 拙著『教育と寛容——宗教的事実・規範の取り扱いとそのおしえ方、評価の観点——』、宣協社、一九九七
- (3) 杉原誠四郎『教育基本法——その制定過程と解釈 (増補版)』、文化書房博文社、平成十四年参考。前掲拙著参考。
- (4) 文化書房博文社。杉原らの本書に対しての書評 (小山一乗筆) が日本仏教教育学会『日本仏教教育学研究』十三号 (平成十七年三月) にみえる。
- (5) 前掲拙著『教育と寛容——宗教的事実・規範の取り扱いとそのおしえ方、評価の観点——』参照
- (6) 杉原誠四郎前掲著参照
- (7) 『学習指導要領 社会科編 (Ⅱ) (試案)』の「第九学年 (中学校第三学年)」の規定を具現するかたちで教材 (subject-matter) として、『文部省著作教科書 宗教と社会生活 中学3年 社会科14 (口)』(昭和25年12月15日文部省検査済、

発行；著作権所有文部省。発行所は教育出版株式会社）がみえる。その「目次」には、次のような記がみえる。

目次

第1章 宗教の形態とその種類

- 1 宗教について考えてみよう
- 2 日本にはどういう宗教があるか
- 3 世界にはどんな宗教があるか
- 4 宗教の中にはどんな形態があるか

第2章 宗教の歴史

- 1 世界のおもな宗教はどのように発展してきたか
- 2 日本では宗教はどのように発展してきたか

第3章 社会および個人に対する宗教の影響

- 1 宗教団体はどんな社会的活動をしているか
- 2 宗教は社会生活や文化に対してどんな影響を与えているか

第4章 宗教とわれわれの現代の生活

- 1 個人の自由と人権の尊重とに対して宗教はどんな関係をもっているか
- 2 われわれの生活における宗教と自然科学の協同
- 3 信教の自由と民主主義とはどんな関係にあるか

とみえている。またその「まえがき」部分には次の如き記がみえる。すなわち

まえがき

人間には、宗教的なものが表面にあらわれている人もあるし、あらわれていない人もある。しかし、だれにとつても、宗教的な経験をしたり、また、宗教的な信念や磁信を持ったりすることは不可龍ではない。

宗教というものは、今まで、あらゆる民族の間に、いろいろな形であらわれて来た。そして、その考え方ややり方には違いがあっても、多くの人々は、宗教によって、人生の意味や神秘をとこうと試みて来た。それにしたがって、心のもち方や生活の理想を打ち立てても来た。そして、それは個人生活や社会生活を向上させるのに役立って来たのである。このようなさまざまの形の宗教的な経験や信念が人間の社会的発展に与えて来た影響は、広い世界で、場所を異にするにしたがって、さまざまである。

この社会科の単元では、めいめいの宗教的な情操をどう深めたらよいかというような問題を取り扱うのではない。また、ある宗教についての、よしあしを論じたり、あるいは個人の宗教的な信念を批評したりするのではない。われわれは、ここでは、人々の社会的、文化的な発展に大きな影響を与えて来た宗教のいくつ

かの形態について学習し、人々の宗教的な体験が、美術・音楽・劇・詩・文学などの上にどんな姿であらわれて来たかを学ぼうとするのである。

長い歴史を通じて、われわれの祖先たちの生活に影響を与えているような宗教でも、必ずしも古い形を現在までそのままに保っているとは限らない。同じ一つの宗教も、時の流れや社会的な環境やその他のさまざまな条件の変化につれて、その形を変えている。ひとりに宗教的体義といってしまう場合もあるが、社会生活を観察してみるとすぐわかるように、宗教というものは一種類ではない。それには、いろいろの形がある。これは、宗教というものの本来の性質にもとづいていると考えられよう。宗教は、人生の究極の意義に関係した根本的な問題に触れるものである。したがって、宗教の真理については、実験室で証明されるような仕方では、万人がひとしく納得できるような絶対的な基準を求めることはできない。しかし、だからといって、個人の成長発展に対する宗教的経験の役割を小さく考えてよいということではない。また、りっぱな社会生活をつくりあげて行くために貢献する宗教を、軽く見てよいということにもならない。歴史を見れば、宗教のそういう意味と役割は、ばっかりあらわれている。

人間の生活の中には、目で見えることも、手で触れることもできない、さまざまな力が強く働いている。見ることも触れることもできないけれども、これらが、実際に生活の上におよぼす影響によって、われわれは、その力がどんなものであるかを鉦る乙とができる。われわれは、電子や原子を目で見えることはできない。しかし、われわれは、電気や原子力がどういうふうに働くかを説明することはできる。そして、われわれの生活は、それによって大きな影響を受けている。

宗教的精神は、どんな場合でも、どんな社会条件でも、時や場所にかかわらず、それを信ずる人々の心を動かす。めいめいの人の気持では、自分自身にとってのただ一つの真理である。文化の進んだ国々で、熱心な信徒の集団を持った宗教教団が肩を並べてたくさん存在するのは、そのためである。日本の新憲法では、国民のすべてが、男も女もおとなも子どもも、めいめい自分自身の欲する宗教約信念を持つことができる。

信教の自由は、ほとんどすべての近代国家で実行されている。これは、個人の生活でも、集団の生活でも、宗教の意味と役割とを認めようとする精神にもとづいている。人々はめいめいに自分自身の信ずるところにしたがって信仰し、宗教的行事を営む権利を与えられている。しかし、信教の自由は、一面では、自分と違う信仰を持つ人々に対する寛容と尊敬とを必要とするものである。人々は、どんな宗教団体を組織しようと、またその宗教をひろめようと、他から干渉されないことを法律ははっきりと認めている。さらに、この信教の自由の精神にしたがえば政府が国民の自由な宗教的精神の表現を制限したり、圧迫を加えたりすることは好ましくないし、また、そうはできないことになっている。

民主主義では、政府は国民の意志を表現するものでなければならない。国民の

ひとりひとり、政府の施策を批評する自由を持っている。人々は自分の宗教的信念や経験から生まれた道徳的原理にもとづいて政府の施策を判断してさしつかえない。しかし、信教の自由は、どんな宗教集団も、それが政府と直接の関係を結んで国家的機関となることを許さない。また、選挙権や公職の資格審査をする場合に、宗教的な条件を加えることは認めない。

社会には、ある特定の宗教に対して、強い信仰を持っている人々があるかと思うと、一方にはその宗教に対して全く無関心で、他の宗教に対して熱心な人もある。さらに、どんな宗教も信じない人もいる。しかし、それにもかかわらず、宗教が人間の生活に対して大きな影響を持って来た事実は、だれも否定できないであろう。われわれは、社会科の学習として、宗教に関係した社会の事象について、広く研究し、その歴史的な発展についてもいく分学ぶことにしよう。それは、われわれの社会生活をつくりあげている文化の力を理解する助けとなるであろう。

とみえる如くである。さらに、実際にこの教科書の具体的な記述をみていくと、今日の、教育職員免許法、同法施行令、同法施行規則等が規定している免許教科「宗教」の、いわゆる生徒向きの教科書としても示唆的であり、また同時に、教員養成課程での「教科教育法」のテキストとしても、示唆的であると思量する。ただし、学習指導要領には教科「宗教」の例示等の規定がみえない。それゆえにこの教科書の示す内容知と方法知とが示唆するものは留意したいと筆者は思量する。